

排水基準の一部改正

1 大腸菌に係る排水基準値設定の考え方

国は排水実態調査による大腸菌群数と大腸菌数の測定結果を基に、現行の基準値である大腸菌群数 3,000 個/ml 相当の大腸菌数を設定しています。

環境省の測定結果では、大腸菌群数が 100～3,000 個/ml の試料中の大腸菌数の存在比は平均 0.28 であり、現行の基準値である大腸菌群数 3,000 個/ml に相当する大腸菌数は 840CFU/ml 程度、国土交通省の測定結果では、存在比の平均 0.29 で大腸菌群数 3,000 個/ml に相当する大腸菌数は 870CFU/ml 程度と設定しています。

これらの結果を基に、更に厳しい数値として国の排水基準は許容限度を 800CFU/ml にしています。

市においても、指標である大腸菌検査の精度が向上した結果の改正であることから、これまでの排出基準を基本とした国と同等の基準設定を考えています。

国土交通省及び環境省の測定結果

	国土交通省	環境省	(参考) 環境省データのうち、畜産業と宿泊業の抽出データ
大腸菌群数 (個/ml)	100 以上～3,000 以下		
データ数	331	29	9
大腸菌数／大腸菌群数の平均値	0.29	0.28	0.30
大腸菌群数 3,000 個/ml に相当する大腸菌数 (CFU/ml)	870	840	900

環境省 HP 大腸菌群数の排水基準の見直しに係る情報

<https://www.env.go.jp/content/000121434.pdf>

2 改正箇所

排水基準は、東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則別表第 3 で定められており、改正内容は下記のとおりです。

① 水質汚濁防止法の排水基準見直しに伴い改正するもの

別表第 3－1(5) その他の項目に係る排水基準

別表番号	改正前		改正後	
	項目	許容限度	項目	許容限度
第 3－1 (5) その他の項目に係る排水基準	大腸菌群数	1 立法センチメートルにつき 3,000 個	大腸菌数	1 ミリリットルにつき 800 コロニー形成単位